宮

○環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

規

則

目

次

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養 示

○保安林の指定施業要件の変更の予定 ○保安林の指定の予定

公

告

○開発行為に関する工事の完了(四件)

(建築宅地課)

 \equiv

四

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正について

規 則

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十七年十二月二十五日

○宮城県規則第百十二号

宮城県知事

村

井

嘉

浩

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

(1)

環境影響評価条例施行規則 (平成十一年宮城県規則第五号) の一部を次のように改正する。

発

行

別表第一備考第五号中

「統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、

産業に関する分類の名

(平成二十一年総務省告示第百七十五号)」を「統計法第二十八条の規定に

(平成二十五年総務省告示第四百五号)」に、同表備考第六号

宮

宮 城 県 (総務部私学文書課)

宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022 (211) 2267 (毎週火,金曜日発行)

環境対策課 ページ する法律」に改める。 基づき、産業に関する分類を定める件 口中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関 称及び分類表を定める件

附

則

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県規則第百十三号

(疾病・感染症対策室)

肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

肝炎治療に係る医療費用交付規則(平成二十年宮城県規則第四十九号)の一部を次のように改正す

る。

(子育て支援課)

様式第二号(その一)

(農林水産経営支援課)

森林整備課)

<u>-</u> <u>-</u>

同

 \equiv

肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する 平成二十七年十二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第2720号	平成27年12月25日	金曜日	名				(2)
		\neg			_		\neg
	医療機関名及び所在地(直前の抗ウイルス治療医師氏名	治療上の問題点	過去の治療歴		診断 年 月	過去の治療歴	診断年月
	記載年月日 年 月がインターフェロンフリー治療の場合はいずれかにチェックが必要) 日本肝臓学会肝臓専門医 日本消化器病学会消化器病専門医		大呼的な駐型・建田・	 C型肝炎ウイルスに対する治療の場合、該当する項目にチェックする。 1 3剤併用療法(ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤)の治療歴 □ 3剤併用療法の治療歴なし。 □ 3剤併用療法を受けたことがあるが、十分量の24週投与が行われなかった。 	年 月	 C型肝炎ウイルスに対する治療の場合、該当する項目にチェックする。 1 3剤併用療法(ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤)の治療歴 □ 3剤併用療法の治療歴なし。 □ 3剤併用療法を受けたことがあるが、十分量の24週投与が行われなかった。 (具体的な経過・理由: 2 インターフェロンフリー治療歴 □ インターフェロンフリー治療歴あり。(薬剤名: □ 直前の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療である。 	昭和・平成 インターフェロン 時 期 年 月~ 年 月 年 月 治療歴 医療機関
	<u></u> を		<u> </u>	Ę		<u></u> を	

(3)	平成27年12月25日	金曜日	宮 城 県 公 報	第2720号
			様式第二号(その三) 一	「治療上の付記事項 (問題点等) (直前の抗ウイル 医療機関名, 戸
			田和・平成	療上の付記事項 (問題点等) 記載年月日 年 月 日 (直前の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療の場合はいずれかにチェックが必要) 日本肝臓学会肝臓専門医 日本消化器病学会消化器病専門医 医療機関名,所在地及び医師氏名 日本消化器病学会消化器病専門 印
			<u></u>	 に 改め る。

医療機関2		\neg						公										
四, 四	(直前の抗ウイル	治療上の付記事項 (問題点等)	医療機関名及び所在地 (直前の抗ウイルス治療 医師氏名	治療上の問題点						1	過去の治療歴							診断年月
医療機関名,所在地及び医師氏名	記載年月日 年 (直前の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療の場合はいずれかにチェックが必要)		医療機関名及び所在地		ルス治療がインタ	薬剤名:	□インターフェロンフリー治療歴あり。 □インターフェロンフリー治療歴あり。		□3剤併用療法を受けたことがあるが、十分量の24週投与が行われなかった。 {具体的な経過・理由:	(2) 過去の3剤併用療法(ペグインターフェロン,リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤)の治療歴 □3剤併用療法の治療歴なし。		ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法によ	(1)過去のペグインターフェロン及びリバビリン併用療法の治療歴 □以下のア又はイのいずれにも該当しない。	2 C型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変の場合	□これまでの治療はベクインターフェロン製剤ではなかった。 (治療の時期 年 月~ 年 月, 医療機関名	1 B型曼性活動性肝炎の場合	下記の該当箇所の□にチェックを入れてください。	年 月
臣	Ш							_			が行われた。	る48週投与を			\smile			
	に改める。		<u></u>								Ę							

「
田昭和・平成 インターフェロン 時 期 年 月 年 月 インターフェロン 時 期 年 月 ・ 年 月 ・ 治療歴
・
i i i i i i i i i i i i i i i i i i i

第2720号	平成27年	三12月25日	金曜日	宮坊	成 県	. 4	公 報						(6)
						様							
		ンターフェロンフリー治療歴 ンターフェロンフリー治療歴あり。(薬剤名 ンターフェロンフリー治療歴あり。(薬剤名 前の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療である。	ア ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法(中止・再燃・無効) 過去の治療歴 イ ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤(薬剤名:) 3剤併用療法(中止・再燃・無効) ウ トヨリがの治療(目体的に引動・	下記のいずれかの□にチェックする。 1 インターフェロン治療歴 □インターフェロン治療歴あり。 (チェックした場合、これまでの治療内容を○で囲む。)	影 断 年 月 昭和・平成 インターフェロン 時期 年 月~ 年 月 計 年 月 年 月 治療歴 医療機関	様式第二号(その五)中	□ 日本肝臓子式肝臓等凹区 □ 日本旧116679字式信116679字17区 □ 日本信116679字式信116679字17区 回 程	療の場合はいずれかにチ	<u> 治療上の付記事項</u> (問題点等)	医師氏名 印	(直前の抗ウイルス治療がインターフェロンフリー治療の場合はいずれかにチェックが必要) □ 日本肝臓学会肝臓専門医 □ 日本消化器病学会消化器病専門医	医療機関名及び所在地 記載年月日 年 月 日	治療上の問題点
			<i>*</i>					に改める。			:	を	

昭和・平成 インターフェロン 時 期 年 月~ 年 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	医即氏名	治療上の問題点 医療機関名及び所在地 (いずれかにチェック	過去の治療歴	参断年月	過去の治療歴	診 断 年 月
<u></u> に、 を		記載年月日 年 月 び所在地 チェックが必要) □ 日本肝臓学会肝臓専門医 □ 日本消化器病学会消化器病専門医		年 月 下記に該当する場合、□にチェックする。チェックした場合、これまでの治療内容について該当項目を □ インターフェロン治療歴あり。	_ <u>-</u> 기	昭和・平成インターフェロン年月治療歴
		₹	L 63		_ を	

様式第2号(その7) (第2条関係)

肝炎治療受給者証(インターフェロンフリー治療)の交付	申請に係る診断書(再治療用)
----------------------------	----------------

フリガナ	性 別 生 年 月 日 (年齢)
患 者 氏 名	男・女 明 昭 年 月 日 生 (満 歳)
診 断 年 月	年 月
過去の治療歴	下記に該当する場合, □にチェックする。チェックした場合, これまでの治療内容について該当項目を○で囲む。 1 インターフェロン治療歴 □ インターフェロン治療歴あり。 (治療の時期 年 月~ 年 月, 医療機関名 ア ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法(中止・再燃・無効) イ ペグインターフェロン, リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤(薬剤名: 3 剤併用療法(中止・再燃・無効) ウ 上記以外の治療(具体的に記載:) 2 インターフェロンフリー治療歴 □ インターフェロンフリー治療歴あり。(薬剤名:
検 査 所 見	 今回の治療開始前の所見を記入するとともに、該当する方を○で囲む。 1 C型肝炎ウイルスマーカー (1) HCV - RNA 定量(単位:
診断	該当番号を○で囲む。 1 慢 性 肝 炎 (C型肝炎ウイルスによる) 2 代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる) ※Child-Pugh分類Aに限る。
肝がんの合併	該当番号を○で囲む。 肝 が ん
治療内容	インターフェロンフリー治療(薬剤名:) 治療予定期間 週 医療費助成開始予定年月 年 治療予定医療機関()
	以下のいずれかの項目にチェックがない場合は助成対象となりません。
本診断書を作成する医師	□ 肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医 □ 他の日本肝臓学会肝臓専門医又は日本消化器病学会消化器病専門医で、様式第2号(その8)を添付して いる医師
	□ 他の日本肝臓学会肝臓専門医又は日本消化器病学会消化器病専門医で、様式第2号(その8)を添付して
成 す る 医 師 治療上の付記事項 (問題点等)	□ 他の日本肝臓学会肝臓専門医又は日本消化器病学会消化器病専門医で、様式第2号(その8)を添付して

- - 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。 記載日前6か月以内(ただし、3剤併用治療中の場合は治療開始時)の資料に基づいて記載してください。 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、御注意ください。

様式第2号(その8)(第2条関係)

インターフェロンフリー治療(再治療)に対する意見書

返信先医療機関及び担当医

フリガナ				性	别			生 年	月	日	(年	齢)		
患者氏名				男	女	明大	昭 平	年	月		日	生	(満	歳)
	₸													
住所														
	電話番号	()											

肝炎治療特別促進事業における認定基準 (抜粋)

(3) インターフェロンフリー治療について

HCV-RNA 陽性のC型慢性肝炎又はChild-Pugh 分類 A の C 型代償性肝硬変で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定、又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

- ※1 上記については、原則1回のみの助成とする。ただし、インターフェロンフリー治療歴のある者については、肝疾患 診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によって他のインターフェロンフリー治療薬を用いた再治療を行う ことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。なお、2(1)及び2(2)に係る治療歴の 有無は問わない。
- ※2 上記については、初回治療の場合、治療に対する助成の申請にあたっては、第5に定める医療機関の医師のうち、日本肝臓学会肝臓専門医又は日本消化器病学会消化器病専門医が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。
- ※3 上記については、再治療の場合、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医の判断を踏まえた上で、 第5に定める医療機関の医師のうち、日本肝臓学会肝臓専門医又は日本消化器病学会消化器病専門医が「肝炎治療受給者 証の交付申請に係る診断書」を作成すること。
- 1 本意見書を記載する医師は、以下のいずれの項目にもチェックが必要です。
 - □ 上記の肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いにおける認定基準を確認した。
 - □ 日本肝臓学会のC型肝炎治療ガイドラインを精読した。
 - □ ウイルス性肝疾患の治療に十分な知識・経験を持っている。
- 2 本意見書を記載する医師が適切であると判断する場合に限り、以下にチェックの上返信して下さい。
 - □ この患者さんに対するインターフェロンフリー治療による再治療は、適切であると判断します。

記載年月日 年 月 日

肝疾患診療連携拠点病院名及び所在地

本意見を述べた日本肝臓学会肝臓専門医の氏名

印

- (注) 1 本意見書の有効期間は、記載日から起算して3ヶ月以内です。
 - 2 本意見書は肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医が記載する必要があります。

第2720号 平成27年12月		宮城		報					(12)
大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・	この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則〇宮城県規則第百十四号	宮城県知事 村 井 嘉 浩平成二十七年十二月二十五日	は、当分の間、改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。2.改正前の肝炎治療に係る医療費用交付規則による様式で取扱い上著しく支障のないものについて	(経過措置) この規則は、公布の日から施行する。	(施行期日) 附則	□ インターフェロン治療 □ 核酸アナログ製剤治療 □ インターフェロンフリー治療	□ インターフェロン治療□ 核酸アナログ製剤治療	様式第六号中
二 指定の目的 三 指定施業要件 1 立木の伐採 (一) 主伐は、、、 主伐とし	平成二十七年十二 平成二十七年十二	林の指定をする予定である。森林法(昭和二十六年法律		区百宮 五城 加県 入第	名加 入区 称の	平成二十七年			
定の目的 定施業要件 定施業要件 主伐は、択伐による。 主伐は、択伐による。	中の二月二	る予定である。和二十六年法律第千百三号	のの町同は大共に 区の支援を で入済建 域を がある がある がある がある がある がある がある がある がある がある	業災害補 選 業 災害 に に は に に に に に に に に に に に に に	区域	七年十二月二十五日	一に改める。	_ を	
主伐として伐採をすることができる立木は、主伐は、択伐による。	(次 の	·定である。 十六年法律第二百四十九号) ·百三号		十二月十六日 日十六日年	届出年 月日 の	五日			
)立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整	図に示す部分に限る。)宮城県知事	シ) 第二十五条の二第二項の規定により、	阿賀子 七十 忠勝 二	女性の 女 女 女 女 女 女 女	発起人の住所及び氏名	宫城県知事			
する市町村に係	村井	の規定により、	養するの四、第一年の四、第一年の四、第一年の四、第一年の四、第一年の日、第一年の日、第一年の日、第一年の日、第一年の日、第一年の四、第二年の四、第一年の四、第一年の四、第一年の四、第一年の四、第一年の四、第一年の四、第二年の日、第二年年の日、第二年の日、第二年の日、第二年の日、第二年の日、第二年の日、第二年の日、第二年の日、第二年の日、第二年の日、第二年の日、第二年の日、第二年の日、第二年の日、日日、第二年の日、日日、日日、日日、日日、日日、日日、日日日、日日、日日日、日日日日日、日日日日	三十二百十十 一十二百十十 一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	養殖業の種類	村井			
る市町村森林整	嘉 浩	次のように保安		九人	養殖業者数	<u>嘉</u> 浩			

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 次のとおりとする。 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (農林水産部森林

○宮城県告示第千百四号

平成二十七年十二月二十五日

定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があっ

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

1

保安林として指定された目的 水源の涵養

白石市 (次の図に示す部分に限る。)

2

- 3 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない
- (2) 整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

<u>-</u>

白石市(次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

平成27年12月25日

2

- 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(13)

(次の図に示す部分に限る。)

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

整備課)及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (農林水産部森林

告

公

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域 Î

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十二月二十五日

地域の名称 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村

宮城郡七ヶ浜町汐見台南二丁目百五十四番百五

嘉

東京都豊島区東池袋三丁目二十番三号 株式会社西洋ハウジング

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十二月二十五日

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村

東松島市赤井字西谷地五十七番二、五十八番 五十九番六、八十番、同字中新丁二百四十七

東松島市矢本字上河戸百六十五番地三

〇東日本大震災復興特別区域法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域 (平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市 石巻市牡鹿体育館の項、根方公益堂の項、西谷地公益堂の項、御蔵場公益堂の項、

山崎公益堂の項

宮 県 公 報 平成27年12月25日 金曜日 城 (14)計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可があったものとみなされた次の開発区域 ○宮選管告示第百七十四号 ○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市 に改正する (工区)に係る開発行為は、 平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のよう 地域の名称 〔工区〕に係る開発行為は、その工事を完了した。 地域の名称 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 平成二十七年十二月二十五日 平成二十七年十二月二十五日 平成二十七年十二月二十五日 選挙管理委員会 その工事を完了した。 番二の一部 宮城県選挙管理委員会 十七番一の一部、百五番の一部、同字沖田五十三 地先の道の一部、二百六番二地先の道の一部 十九番、二百二十番一、二百三十五番一の一部、 百十五番の一部、二百十六番、二百十七番、二百 六番一の一部、二百六番二の一部、二百九番一、 一百三十八番一、二百四番地先の道、二百十五番 一百九番二、二百十二番の一部、二百十四番、二 本吉郡南三陸町戸倉字宇津野五十番の一部、 気仙沼市所沢二百三番の一部、二百四番、 宮城県知事 宮城県知事 委員 菊 村 村 南 気仙沼市 三陸町 井 井 光 浩 浩 二百 八 石卷市桃生文化交流会館

の項、 の項、 パーククラブハウスの項の次に次のように加える。 村老人憩の家の項、 中埣転作推進集落センターの項、 砂押会館の項、 親睦会会館の項、下谷地会館の項、 石巻市箱清水老人憩の家の項、石巻市曽波神多目的研修センターの項、 石巻市三軒谷地老人憩の家の項、 道的生活センターの項、大番所生活センターの項、 新田公益堂の項、 石巻市和渕老人憩の家の項、 小崎生活センターの項、 石巻市須江老人憩の家の項、 中山会館の項及び茄子川交流センターの項を削り、にっこりサン 石巻市根方老人憩の家の項、 石巻市広渕老人憩の家の項、 赤羽根生活センターの項、 糠塚生活センターの項、 石巻市鹿又老人憩の家の項、 石巻市谷地中老人憩の家の項、 上谷地親交会館の項、 石巻市砂押老人憩の家 町下生活センター 石巻市河南山根 石巻市北 北和渕

鹿妻南コミュニティハウス

市桃生町太田字拾貫弐番七一番地二 市鹿妻二丁目六番二五号

同 同